「厳格管理」企業に要求

マイナンバー来年から導入

委託先まで監督義務

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）を利用できるのは政府・自治体や独立行政法人などの公的機関に限られ、民間企業は源泉徴収票や給与支払報告書への記載など「関係事務」だけを行う。マイナンバー法では、関係事務を行う企業にはマイナンバーの厳重な管理が求められており、そのための体制をどう構築するかが今後の課題になる。（1面参照）

マイナンバーは役所に提出する書類に記載される番号だ。関係事務以外での利用や保管は禁じられている。例えば、レンタルビデオ店の店員が個人番号カードで本人確認をした際、番号が記載されている部分のコピーを保管すれば法律違反になる。保管が認められるのは、源泉徴収票への記載など関係事務で毎年必ず番号を使う場合などに限られる。

管理の仕方にも制限がある。マイナンバー制度の実施状況を監視する第三者機関である特定個人情報保護委員会は「関係事務を手掛ける企業が負う義務は、マイナンバーを安全に管理することに尽きるといっても過言ではない」（総務課）としている。

対応が難しいのは、マイナンバーの管理をサーバー運営会社などの外部事業者に委託する場合だ。マイナンバー法では、マイナンバーの管理を外部業者に委託した場合だけでなく、その外部業者から再委託・再々委託された場合も、委託元が監督義務を負うことが明記された。

ただ、複数企業から委託を受ける外部業者をきめ細かく監督することは難しい。マーケティング支援会社、米セールスフォース・ドットコム日本法人の川原均社長は「第三者機関から安全性認証を受けた業者に委託することが、監督義務を果たすうえで重要になるだろう」と話す。特定個人情報保護委員会側も第三者機関による認証を重視する方針だ。

マイナンバーを含む情報を故意に漏洩させた人には罰則が科される。企業や管理責任者も重大な過失があった場合、罰金を科される恐れがある。罰則が科される事態になれば、経営者の責任が問われる可能性もある。

だが、特定個人情報保護委員会は「故意に漏洩させたケースが罰則の対象で、管理に失敗したような場合は基本的に罰則の適用はないだろう」としている。

企業の実務で隠れた負担になりそうなのが株主への配当だ。企業は配当支払調書にもマイナンバー記載が求められ、個人株主から番号を集めることが必要になる。上場企業は証券保管振替機構を通じて番号を取得する方向で調整が進んでいる。

だが、非上場企業の場合は手作業で集めなければならず、専門家は「3年の猶予はあるが、非上場の大企業や、株主構成が複雑な中小企業には大きな負担になる可能性がある」（個人情報に詳しい生野聡弁護士）と指摘している。

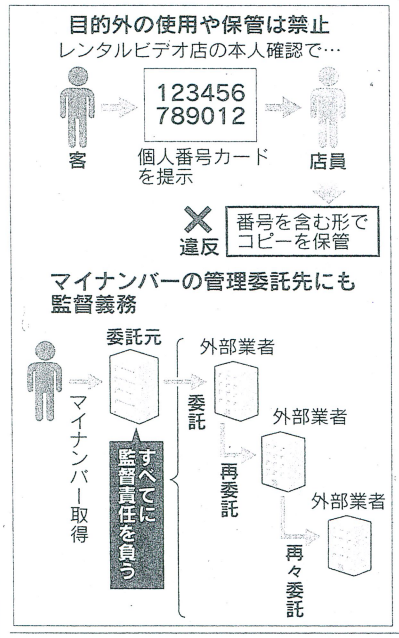

12桁の番号制度、目的は？

Q　いつから始まるのか。

A　制度の開始は2016年1月からだが、15年10月から12桁のマイナンバーの通知が始まる。住民票がある市町村から簡易書留で番号の通知カードが届く。自分が勤める会社から番号を報告するよう要請が来るので、家族の番号と一緒に知らせる必要がある。

Q　制度の目的はなにか。

A　年金や健康保険などの社会保障に関する個人情報を国や自治体などが番号で管理し、税や保険料の徴収、社会保障の給付を効率化する狙いがある。

税務当局や自治体に集まる所得などの情報を番号で名寄せできれば、脱税や保険料の徴収漏れがないか調べやすくなる。

Q　個人の生活に役立つのか。

A　行政機関での手続きで番号を伝えれば、住民票や源泉徴収票などの書類を提出する手間が省ける。ネット上に開設される個人ページでは税金や保険料の納付のほか、引っ越しの手続きなどができるようになる予定だ。

Q　マイナンバーが漏れると個人情報が一気に流出するのではないか。

A　政府は「すべての個人情報を1カ所に集めて管理することはない」としており、仮に1つの機関からマイナンバーが漏れても個人情報が一度に流出する可能性は低いという。どの機関が自分の情報にアクセスしたかは、個人ページで確認できるようにして、プライバシーへの懸念に配慮する。